

平成 30 年度第 4 回太子町行財政審議会議事録

日 時 : 平成 30 年 9 月 21 日 午後 1 時～

場 所 : 太子町役場 議会棟 常任委員会室

第 4 回 太子町行財政審議会 議事録

1 審議会の日時及び場所

日時 平成 30 年 9 月 21 日 (金)

開会 午後 1 時 00 分 閉会 午後 2 時 35 分

場所 太子町役場 議会棟 常任委員会室

2 審議事項

「特別職の給料及び報酬の見直し」について

3 委員の出席・欠席

出席委員：山本 俊博 土井 弘 赤松 伊登枝

首藤 昭夫 濱上 廣良

欠席委員：伊藤 剛 中村 孝秀 福田 敏博

4 事務局

総務課長 山本 紀弘

総務課係長 中井 義之

総務課主査 井出 洋平

5 傍聴者 なし

6 審議経過及び結果

別紙にて記載する。

1 開 会

2 会長あいさつ

3 議事録署名委員の指名

会長が赤松伊登枝委員と濱上廣良委員を指名

4 審議「特別職の給料及び報酬の見直し」について

事務局
会 長
委 員

(諮問事項に係る資料の説明)

何かご意見ございますか。

教育委員の職務代理者について、教育委員会事務局からの資料には年 2 から 4 回程度会議等に出席することになっておりますが、それがどういう会議かは分かりませんが、教育長は別に給料を受け取っておられ、その代理という事なのでその点も考慮してもいいのではと思います。

事務局

今後は、教育長が特別職となりますので、事故がある時は職務代理者がその任務を担うことになります。今までは教育委員長が教育委員会の開催やその進行等を行っていましたが、それが無くなり、出張だけ残るという事になりました。ただ、職務代理者は、教育長に事故があった時には教育長の代理をしなければならないというところが今回大きく変わったところです。

会 長
事務局

職務代理者に誰になるかは決まっているのですか。

10 月 1 日から福田委員が職務代理者に就かれることになっていきます。

会 長
事務局

責任としては教育長に事故がある時にということですね。

事故があった時にという事になります。先程担当からお伝えしましたように 27 年 4 月 1 日に施行し、教育長が特別職になるとか教育委員長を廃止する条例改正を行った際に、教育委員の報酬もそれを見据えて、経過措置を設けた上で改正しています。その時に教育委員長の報酬は廃止し、委員のみを残すという改正がなされており、当時も職務代理の報酬については無しという事になっていました。元々、教育委員会で報酬に職務代理者を置くということを想定されていない条例改正をしている経緯があります。

会 長
事務局

既に報酬は、改正済だそうです。

平成 27 年 4 月 1 日から特別職の教育長として新法施行されていきますが、いきなり改正するとそれぞれの自治体が混乱するという

ことで、それぞれで経過措置が設けられており、平成 27 年 4 月 1 日時点で旧法の教育長の任期中である場合は、その方の任期が満了するまでは旧法での取り扱いとする内容の改正でした。今年の 10 月 1 日から新たな任期となり、新法による教育長となるため、報酬もそれを見据えての改正をしたということになります。

会長 他に何かありますか。

委員 27 年に報酬改正が行われ、その後 2・3 年の期間がありますが、その間に教育委員会事務局で協議の場を持つ必要があったと思います。

事務局 おそらく 27 年の時には地方教育行政法の一部改正になるということで、教育委員会でも今後の対応について協議していると思いますが、当時は報酬の件についてお伝えしたものの、そのままになってしまったという事ではないかと思います。

委員 類似団体においても、その段階で改正しているケースもあり、ある程度その段階で報酬も気づいたのではないのでしょうか。

事務局 前回お渡しした資料の 7 ページに記載がありますが、逆に旧法の教育委員長が残っている団体の方が既に少なくなっています。

会長 たつの市も無いですね。

事務局 ちなみに相生市と赤穂市だけは職務代理者を置いています。経緯を聞くと元々、教育委員長としての報酬、教育委員長代理としての報酬、教育委員の報酬がそれぞれ規定されており、単純に教育委員長の報酬額を削除した改正を行ったようです。

委員 識見の監査委員については、他団体に比べて報酬額は高かったのでしょうか。

事務局 金額については高い状況にあります。

会長 今回の改正については、今年度中に改正される予定ですか。

事務局 改正に向けて取り組みたいと思います。ただ、議員の監査委員であれば、来年度において議員報酬の見直しの動きもあり、併せての改正となる場合もあります。また、今回の答申を受けて、例えば教育委員会が今年度残り半年で改正は無理だと慎重になる場合も予想されます。

会長 事務局が言われたのは、検討している議員報酬と併せて改正するという含みもあるのですか。

事務局 教育委員と監査委員の件もありましたので、最終的に今年度中に改定も含めた検討を実施されたいということを結論にしており、この会議録で審議会での趣旨を理解してもらえればと思っています。また、審議会の担任事務ではない特別職の給与部分以外を強く書きすぎるといふ点も思慮しています。ただ、改正の時期を逸してしまう懸念があるので、検討の期限は記しています。

教育委員会においても、行財政審議会でこういう答申になったので改正しなければならなくなった、という事になるかもしれません。

会 長

そういう点では、今年度中という改正期限はスケジュール的に少々厳しいのではないかと思います。

事務局

改正は来年度になっても、最低限検討は今年度中に実施して欲しいという意味合いです。審議会としては、現状の課題を整理し、所管課の教育委員会及び議会事務局も認識していただきたいという思いもあります。

会 長

これまでは5年毎に開催しているのですか。

事務局

結果的には5年に1回ですが、来年も特別職の給料の見直しと議員の報酬の見直しの件で、開催することになるかもしれません。開催時期については、議会議員選挙もありますので、現時点では未定となります。

会 長

来年の選挙はいつになりますか。

事務局

来年の4月の予定です。

会 長

これまでの皆さんの意見としては、特別職の給与は据え置き、選挙立会人は最低賃金を考慮した改正、議会選出の監査委員と教育委員については改正に向けた検討を今年度中に行うという事でよろしいでしょうか。

委 員

結構です。

会 長

それでは、皆さんの意見を受けて答申案の作成をお願いすることとし、しばらく休憩します。

<答申案作成>

事務局

答申案をお配りし、朗読しますので内容確認をお願いします。

<答申案朗読>

会 長

皆さんご確認いただきご意見はありますか。

事務局

特に問題ないと思います。

会 長

<会長から町長へ答申>

町 長

委員の皆様におかれましては、お忙しい中ご出席いただき、慎重にご審議いただきありがとうございます。ただ今ご答申いただいた内容を基に庁内で検討させていただきます。ありがとうございます。

会 長

委員の皆様におかれましては、慎重に審議いただきありがとうございます。人の報酬額を決めるということは、なかなか困難だと思います。事務局からお話がありましたが、来年度も議員報酬の見直しを予定されているということですので、よろしくお願いします。

事務局

委員の皆様、長時間ご審議ありがとうございます。それでは、その他に移らせていただきます。この答申を受けまして再度内部で調

整・検討を行った上で決定をさせていただいて、庁議及び町議会へ報告させていただくと共に、町ホームページにて公表させていただく予定です。また、本日の議事録を作成させていただきますので署名をお願いします。委員の皆様におかれましては、長時間にわたり慎重にまた、ご熱心にご審議賜りありがとうございました。これをもちまして閉会とさせていただきます。

この議事録が真正であることをここに署名する。

平成 30 年 12 月 3 日

署名委員

湯上 廣良

市松 伸登枝